

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530055

研究課題名(和文) 非国際的武力紛争概念の「再定義」と規制規則の複合化に関する研究

研究課題名(英文) Redefinition of the Concept of Non-international Armed Conflict: Implication and Limit

研究代表者

新井 京 (Arai, Kyo)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：10319436

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：グローバルなテロとの戦争、ISなどの強大な「非国家」主体の勃興をうけて、国際社会がNIAC概念を再定義せざるを得なくなった事情を確認しつつ、次のような見解を得ることができた。第1に再定義されたNIAC概念が新しい事情に「より適合的」な紛争被害者保護の枠組みを提供しうること。第2に、同時に人権保障や正義の実現と行った多面的検討によれば、そうした再定義されたNIACが必ずしもすべての戦争被害者の保護を増進するわけではないこと。第3に、とはいうものの、現在の国際法体系下ではNIAC概念を拡張することによって保護の枠組みを構築するよりほかに現実的なアプローチが見いだせないこと、である。

研究成果の概要(英文)：In the era of "war on terror", which involving powerful "non-state" actors like the IS, international society had to redefine the concept of the Non-international armed conflicts, to which some rules of international humanitarian law apply. After four-year research, following points were found. 1) The framework of "Re-defined" NIAC could provide war victims of such new conflict better protection. 2) At the same time, this multi-dimensional analysis shows us that the new framework does not provide such enhanced protection to all victims, some of whom supposed to enjoy lesser protection especially if compared with otherwise given under other regimes, such as international human rights law. 3) Yet, new redefined framework of the NIAC should be regarded as a sole approach which is realistic in order to provide humanitarian protection in armed conflicts (other than inter-state ones, classic wars) in modern world of disorder.

研究分野：国際人道法

キーワード：国際人道法 非国際的武力紛争 テロとの戦争 武力紛争法

1. 研究開始当初の背景

武力紛争を規制する国際法の規則は、伝統的に国際的武力紛争 (IAC) のみを規律対象事項として発展し、非国際的武力紛争 (NIAC) については、それら規則のごく一部が適用されるにとどまった。しかし近年では、諸々の条約規則において NIAC に適用可能な規則が整備され、判例・国家実行の集積により NIAC に適用される国際人道法の慣習法規則の存在が幅広く認められるようになった。これにより、NIAC に適用される国際人道法の規則が飛躍的に拡大し、IAC に適用される国際人道法規則と NIAC のそれとの区別が相対化しつつあると言われている。本研究は、こうした背景から変容を迫られている (といわれている) NIAC に適用される国際法の有り様を可能な限り複合的な視点から研究する必要があると考えたことをきっかけとしている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、NIAC 概念再定義の当否を検討すること、そして、そのように再定義された NIAC において適用される国際人道法規則がその存在意義をどのように変化させているか、国際人道法と国際人権法の適用関係の調整がどのように行われるか、戦争犯罪処罰制度と大規模人権侵害犯罪処罰制度との関係を検討することにより、紛争犠牲者保護のより適切な法的枠組みを提示することである。

従来 NIAC に適用される国際人道法の研究は、高度な組織性を備え一定領域を支配する「反乱団体」を想定した議論に終始しているように思われるが、本研究では、21 世紀の現実により即した前提をとり、法的にあるいは事実上非対称である紛争当事者の関係、また十分には組織されていない紛争当事者をも含めた当事者間の関係において、国際人道法が新しい存在意義を見出しうるかを問題としている。また国際人道法のみならず、国際人権法および国際刑事法をも取り込んだ包括的な視座を有している。これらが本研究の特色であり独創性である。研究の結果として予想されるのは、NIAC 概念の変質を踏まえた、国際社会の現実をより正確に反映した NIAC 規制規則の枠組みの提示である。本研究の成果は、戦争被害者の保護のため、より包括的で現実的な法的枠組みを提示する一助になると考えられる。

3. 研究の方法

本研究は、4 年間にわたって次のような小課題を順次検討する方法で行われる計画であり、基本的にはこの予定通り研究が進められたと考えられる。

(1) 非国際的武力紛争 (NIAC) 概念の再定義の当否とその拡大可能性に関する研究。すなわち「再定義」されたといわれる NIAC 概念の外縁を明らかにすることで、そのような

再定義の妥当性を研究する。

(2) 「新しい」NIAC に適用される国際人道法の「新たな意義」に関する研究。すなわちそのような「あらゆる事態に適用可能な」基本的人道規則 (Fundamental Standard of Humanity) の明確化のため行われてきた過去の様々なイニシアティブと NIAC に適用される国際人道法の拡大との関係を研究する。

(3) 「新しい」NIAC における国際人道法と人権法の補完的適用・または適用上の「衝突」に関する研究、すなわち「新たな状況」において国際人道法が人権保障のために果たしうる役割は何か、国際人権法の適用により国際人道法の果たすべき役割が制約されることは適切かという問題を検討する。

(4) 「新しい」NIAC における戦争犯罪・大規模人権侵害犯罪処罰の枠組みに関する研究。すなわち武力紛争を前提とする戦争犯罪処罰の枠組みと、武力紛争の存在を必ずしも前提としない人道に対する犯罪・集団殺害犯罪処罰の枠組みとの相互補完的な関係が「新しい」NIAC においてどのように捉えなおされるかを検討し、上記の研究とあわせて「再定義」された NIAC を規制する国際法のあり方に関する包括的な検討のまとめとする

4. 研究成果

まず、上記 (1) については、「国際的性質を有しない」武力紛争として国際人道法の条約においてどのような紛争が想定されているかを、条約起草過程、国家実行、判例などを素材にして検討した。その結果、起草過程においては、平時 NIAC への移行の基準 (下の敷居) と NIAC と IAC との相違 (上の敷居) に関する議論が中心で、「国際的性質を有しない」ことが何を意味するのかについて、明確な答えは得られなかったが、その反面、そのような NIAC 概念の柔軟性が、後の国際人道法の発展につながったという意味が明らかになったと言える。

(2) の問題すなわち、NIAC に適用される国際人道法の「新たな」意義について検討するなかで、新たに検討対象としなければならない問題として、IAC が政府承認の切り替えや中央政府の同意などにより、NIAC に移行する現象 (国際紛争の非国際化) に注目した。この研究の結果、IAC の非国際化という現象の法的枠組みについて理解が深まったほか、NIAC に適用される国際人道法が国際紛争に適用される国際人道法との関係で決定的な相違有ることが明らかになった。

(3) の問題については、故藤田久一教授の業績を総括するなかで、藤田教授のご指摘通り「人民の生存」のための国際人道法の現代的意義という観点から国際人道法と国際人権法の関係性 (共通性) を重視すべきであり、今日の対テロ戦争の時代においては、被抑留者の国際法的保護の観点から、その意義が強調されるべきことが明らかになったといえる。

(4)については、国際刑事裁判所の裁判例や同裁判所に対する諸国の態度を検討することにより、NIACの場合に特に、戦争犯罪の訴追が正義の実現と平和の実現との二律背反的状况におかれざるを得ないことについて分析することができた。

全体としては、グローバルなテロとの戦争、ISなどの強大な「非国家」主体の勃興をうけて、国際社会がNIAC概念を再定義せざるを得なくなった事情を確認しつつ、次のような見解を得ることができた。第1に再定義されたNIAC概念が新しい事情に「より適合的」な紛争被害者保護の枠組みを提供しうること。第2に、同時に人権保障や正義の実現と行った多面的検討によれば、そうした再定義されたNIACが必ずしもすべての戦争被害者の保護を増進するわけではなく、時には逆の効果ももたらしうる可能性があること。第3に、とはいうものの、現在の国際法体系下ではNIAC概念を拡張することによって保護の枠組みを構築するよりほかに現実的なアプローチが見いだせないこと、である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

新井京「戦間期における強制的国際裁判制度とイギリス帝国」帝京法学 29 巻 1 号 463-511 頁 (2014 年) 査読無し

新井京「戦争法から人道法へ：藤田久一先生の『国際人道法』観」国際法研究 2 号 23-47 頁 (2014 年) 査読無し

新井京「侵略犯罪」村瀬信也・洪恵子編『国際刑事裁判所：最も重大な国際犯罪を裁く(第2版)』(東信堂) 180-226 頁 (2014 年) 査読無し

新井京「ハムダン事件」杉原高嶺・酒井啓巨編『国際法基本判例 5 0 [第2版]』(三省堂) 194-197 頁 (2014 年) 査読無し

新井京「武力紛争法」浅田正彦編著『国際法【第2版】』(東信堂) 441-465 頁 (2013 年) 査読無し

新井京「Keiichiro Okimoto, The Distinction and Relationship between Jus ad Bellum and Jus in Bello (Hart Publishing, 2011, xl+389pp.)」国際法外交雑誌 112 巻 1 号 165-169 頁 (2013 年) 査読有り

[学会発表](計5件)

新井京「『国際法の刑事化』が国連安全保障理事会による強制行動に及ぼす影響」侵略犯罪研究会 (2014 年 12 月 23 日)

新井京「国際刑事裁判所規程改正規定における侵略犯罪および侵略行為の『定義』」国際法学会研究大会 (2014 年 9 月 20 日、朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンター)

Kyo ARAI "Comment on 'New Technologies and IHL'", IHL in Action: 150 years of humanitarian challenges: The Responsibilities of States and the Role of the Red Cross (Organized by Embassy of Switzerland in Japan / Kyoto University / International Committee of the Red Cross), 3 February 2014, at Kyoto

新井京「国際的武力紛争の非国際化」京都大学国際法研究会 (2013 年 2 月 16 日)

Kyo ARAI "Implementation and enforcement of international humanitarian law at the domestic level" Enhancing the legal protection of persons affected by armed conflict: Contemporary readings of the Additional Protocols in Asia (International Conference) (Organized by the International Committee of the Red Cross), 4 November 2011, at Kyoto

[図書](計 件)

[産業財産権]
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新井 京 (ARAI Kyo)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：10319436

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：